



島教協

《すべては「子どもたちのために」》 情 報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 田中 勝 No.681

青年フォーラム 参加報告

出雲市立大津小学校 山根 博之

八月十六日〜十七日の二日間、東京で開催された青年フォーラムに参加させていただきました。全日本教職員連盟に加盟している団体から、北は青森県、南は宮崎県まで約三十名が参加しました。



一日目はまず、岩野委員長から『全日教連とは』と題して、全国規模の教職員団体の流れや規模、理念、政治活動について、全日教連と他の教職員団体とを比べながら分かりやすく説明していただきました。教職員団体の加入率の低下が進むと、学校現場の声が国へ届かなくなり、教職員の立場が弱くなること、そしてそれは教育の質の低下につながるということをは全日教連の存在が必要だと感じました。その後は、ビジネススマナー講習会と、ワークショップ

ビジネススマナー講習会では、NPO法人伝統和文化マナーマイスター協会から講師の方が来られ、基本的なビジネススマナーについて学びました。

ワークショップでは、参加者が三〜四人ずつのグループに分かれて「主権者教育」「道徳の教科化」「小学校英語の教科化」「保護者との連携」という四つのテーマから一つずつ割り振られてグル



ープで意見をまとめてプレゼンをしました。どのテーマも、問題点を解決するためには、現場の教職員の頑張りだけではどうにもならないことがあり、組織でまとまって現場の声を文科省等に届けていくことの重要性を感じました。

二日目はまず、自民党本部の見学をしました。総裁室や会議室を見学した後、衆議院議員の宮川典子氏との教育懇談会がありました。宮川氏の話からは、教育に対する情熱や、未来ある子ども達への熱い思いを感じることができました。そのような政治家がいらっしゃることに感激しました。



最後に国会議事堂を見学しました。竣工して今年でちょうど八十年経つこの建物は、実際に見ると大変立派なものであり、使われている材料や施されている彫刻からも、日本の政治の中枢の建物にふさわしいものだと感じました。閉会行事では参議院議員の有村治子氏から激励の言葉もいただき、身が引き締まる思い

がしました。二日間を通して学んだことは、目の前のことばかりではなく、広い視野をもつことの大切さでした。現在、国ではどういふ施策が動いているのか等、話題のキャッチアップを積極的に行いたいと思います。また、全国各地の先生方と意見や情報を交換することもでき、充実した二日間を過ごすことができました。ありがとうございました。



県教委提示 「人事評価の給与反映について」 (平成28年8月23日)

島根県教育委員会は、地方公務員法の改正を受けて、人事評価(教職員評価)を用いた給与への反映について検討の結果、次のように決定し、各職員団体に提示を行いました。

人事評価を用いた給与への処遇反映は行わない

対象：市町村立小・中学校教職員及び県立学校教育職員

(考え方)

学校現場における人事評価は、人材育成と組織の活性化を目的に実施し、定着しており、以下の理由から給与への処遇反映はなじまない。

- ①多様な校種・職種のある学校において、給与に反映させる目的のもと、一律の評価項目、着眼点、評価基準等を用いた人事評価制度の設計を行うことは困難。
- ②また、学校現場における業績等の評価に際して、教育活動の成果は、最終的には児童生徒の変容に帰着するといえる。しかしながら、教育活動そのものは、各学校の教職員のチームワークで遂行され、また、児童生徒・保護者との相互関係にも大きく依存するものであり、教職員個人の業績のみと関連づけてとらえることはなじまない。
- ③各学校の教職員が一体となって児童生徒の変容を目指した教育活動に取り組む学校現場にあって、人事評価を個人の給与に反映させることは学校現場のチームワークを阻害させることにもなる。

島根県教委から提示を受けた島教協は、第3回執行委員会で協議を行いました。

島教協は、頑張っている教職員へは正しい評価として人事評価が活用されるよう、以前から要望をしてきました。

会員のアンケートからは、現在の教職員評価制度に対して、「制度が形式的でマンネリ化しており、制度のために行っている現状は、多忙化を生む一因にもなっている」等の声がたくさん寄せられました。

教職員評価の制度は、法律(※)で行うことが定められており、取りやめることはできません。

島教協は、現在行われている教職員の評価制度の結果が必ずしも学校の現場では十分に活用されておらず、学校の多忙感の要因にもなっていることを重く受け止め、負担感を減少させるため評価制度の運用(やり方)の見直し等を県教委へ要望していきます。

さらに、「評価システム実施の手引きのQ&A」の「Q&A 4-2」において、『教員の評価制度検討委員会の報告を踏まえ、表彰、給与処遇、昇進、人事配置(校内以外)等への活用については、評価システムが周知され、公正性が確保されたと認められた時期において検討します』と回答されているように、結果が表彰、昇進等に活用されるように、引き続き処遇反映の要望を続けていきます。

※教職員の評価制度に係る関係法令

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第44条)
- ・島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則
- ・島根県市町村立学校教職員の評価実施要領



島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病気見舞金の給付 5,000円
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付
(住宅又は家財の損害を受けたとき
程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、
ご本人または学校代表は、
事務局まで連絡をお願いします。

島教協会員証特典のご紹介

「T・ジョイ出雲」
(ゆめタウン 出雲東館3階)
劇場売店にて
「島教協会員証を提示する」と
売店人気ナンバー1の
ポップコーンセット
(通常750円)を
ワンコイン(500円)で
購入できます！
ぜひ、
劇場売店へお立ち寄りください。
同伴者も同様の対応ができます。

新会員加入助成のご紹介

- ① 新規に会員が加入された場合
単組・支部と学校にそれぞれ
2,000円の加入助成金を支給します。
(講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です)
- ② 勧誘活動の助成
学校や専門部会において、新規に会
員を勧誘するための茶話会等を行われ
る場合は、その経費の一部を助成しま
す。